平成２２年（フ）第１６５１号
神戸市北区藤原台中町７丁目９番12―205号
債務者　和田　真希
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５５号
神戸市灘区畑原通１丁目４番４号、従前の住所神戸市灘区福住通４丁目４番５号
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８４号
兵庫県尼崎市田能３丁目32番５号
債務者　津村　優紀
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５４号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目12番23号
債務者　荒木　理恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８０号
兵庫県西宮市今津真砂町１番３―807号、前居住地兵庫県神戸市北区ひよどり台１丁目２番地118棟102号
債務者　熊川大介こと　クマカワ　サラス　ジェンジス　ダイスケ（外国人登録原票上の氏名KUMAKAWA　SALAS　GENGHIS　DAISKE）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９３号
兵庫県西宮市深津町３番15―315号、前住所兵庫県西宮市中島町18番２―202号
債務者　上山　貴志
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９７号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番２―203号、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目１番10号シャローム中村201
債務者　中嶋　絹子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０５号
兵庫県尼崎市田能１丁目14番14―314号、前住所兵庫県宝塚市泉町10番10―303号
債務者　長尾ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１２号
兵庫県西宮市津門住江町７番11号
債務者　有津華代こと　俞　　福順
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１３号
兵庫県姫路市御立西３丁目14番54号
債務者　柳田　喜作
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５９号
兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地の314
債務者　萩原サト子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７８号
岡山県津山市二宮48番地３
債務者　後藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１７９号
岡山県津山市二宮48番地３
債務者　後藤　直子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１８０号
岡山県津山市二宮48番地３
債務者　後藤　彬文
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１１１号
秋田県大仙市大曲戸巻町２―34　グランヴェルジェ１―１、住民票上の住所秋田県大仙市板見内字八幡堂129番地
債務者　西鳥羽洋子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７９７号
岡山市北区鹿田本町３―２　プレール鹿田本町103、住民票上の住所岡山市中区山崎223番地６
債務者　岡崎奈穂子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部